

内閣府令第四十一号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十四条の五第四項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年八月五日

内閣総理大臣 菅 直人

企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第一号ヲ中「この号」を「ヨ」に改め、同号に次のように加える。

ワ 当該有価証券の募集又は売出しが当該有価証券をもつて対価とする海外公開買付け（令第十二条第七号に規定する海外公開買付けをいう。次号へにおいて同じ。）のために行われる場合には、イからチまでに掲げる事項のほか、第二号の六様式第二部の第1の4から6までに掲げる事項

第十九条第二項第二号に次のように加える。

へ 当該有価証券の発行が海外公開買付けのために行われる場合には、第二号の六様式第二部の第1の4から6までに掲げる事項

第二号の二様式第二部第1の6を同様式第二部第1の7とし、同様式第二部第1の5の次に次のように加える。

6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】

第二号の二様式第二部第1の6を同様式第二部第1の7とし、同様式第二部第1の5の次に次のように加える。

6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】

第二号の五様式第二部第1の7を同様式第二部第1の8とし、同様式第二部第1の6を同様式第二部第1の7とし、同様式第二部第1の5の次に次のように加える。

6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】

第二号の六様式第二部第1の7を同様式第二部第1の8とし、同様式第二部第1の6を同様式第二部第1

の「ア」同様式第二部第1の5の次に次のように加える。

6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】（5 - 2）

第1号のイ及び第5号のイの次に「第2号様式の記載上の注意に準じて記載すること」の次に「。なお、この様式において、公開買付け出書（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号）第2号様式に基づく公開買付け出書をいう。以下同じ。）に記載された事項を記載することとされている場合であつて、当該公開買付け出書の提出がなされる前に本届出書の提出がなされる場合には、当該公開買付け出書に記載されるべき当該事項を記載すること」と並び、「第5号のイの次に「公開買付けをいう」及び「公開買付けをいい、本届出書に係る有価証券をもって対価とする公開買付けについて同条第1項の規定による公告を行うおとする者を含む」と並び、「（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第2号様式に基づく公開買付け出書をいう。以下同じ。）」並びに「第5号の注(5)の次に次のように加える。

（5 - 2） 有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項

- a 提出会社が、特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に関して本届出書を提出する

場合には、記載を要しない。

6 公開買付けに係る提出会社は、発行（売出）価格（出資の目的とする有価証券との交換比率によって発行（売出）価格を決定している場合には、当該有価証券の種類及び交換比率）その他の発行（交付）条件の合理性に関する考え方を具体的に記載すること。また、当該発行（交付）条件により募集（売出し）を行う理由及び判断の過程を具体的に記載すること。

第二号の七様式第二部第一の7を同様式第二部第一の8とし、同様式第二部第一の6を同様式第二部第一の7とし、同様式第二部第一の5の次に次のように加える。

6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】

第七号の二様式第二部第一の6を同様式第二部第一の7とし、同様式第二部第一の5の次に次のように加える。

6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】

第七号の三様式第二部第一の6を同様式第二部第一の7とし、同様式第二部第一の5の次に次のように加える。

6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】
第七号の四様式第二部第1の7を同様式第二部第1の8とし、同様式第二部第1の6を同様式第二部第1の7とし、同様式第二部第1の5の次に次のように加える。

6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】
第十二号様式第二部第1の6を同様式第二部第1の7とし、同様式第二部第1の5の次に次のように加える。

6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】
第十二号の二様式第二部第1の6を同様式第二部第1の7とし、同様式第二部第1の5の次に次のように加える。

6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】
第十五号様式第二部第1の6を同様式第二部第1の7とし、同様式第二部第1の5の次に次のように加える。

6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 次の各号に掲げるこの府令の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下この条において「新開示府令」という。）の規定の適用は、当該各号に定めるところによる。

一 第十九条第二項第一号 新開示府令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に開始する有価証券の募集又は売出し（新開示府令第十九条第二項第一号に規定する有価証券の募集又は売出しをいう。以下この号において同じ。）について適用し、同日前に開始する有価証券の募集又は売出しについては、なお従前の例による。

二 第十九条第二項第二号 施行日以後に行われる取締役会の決議等（新開示府令第四条第二項第一号口に規定する取締役会の決議等をいう。以下この号において同じ。）若しくは株主総会の決議又は行政庁

の認可（当該取締役会の決議等若しくは当該株主総会の決議又は当該行政庁の認可に係る有価証券の取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該有価証券の発行。以下この号において同じ。）について適用し、同日前に行われる取締役会の決議等若しくは株主総会の決議又は行政庁の認可については、なお従前の例による。

- 2 新開示府令第二号の二様式、第二号の三様式、第二号の五様式、第二号の六様式、第二号の七様式、第七号の二様式、第七号の三様式、第七号の四様式、第十二号様式、第十二号の二様式及び第十五号様式は、施行日以後に提出する有価証券届出書（金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち同法第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定によるものをいう。以下この項において同じ。）及び発行登録追補書類（同法第二十三条の八第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録追補書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に提出される有価証券届出書及び発行登録追補書類については、なお従前の例による。